

県南広域振興局長告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年6月9日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601403	株式会社真心デイサービス 安寿	訪問介護事業所 在宅ケ アサービス安寿	北上市村崎野15地割539 番地2	令和2年5月14日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360690069	株式会社アクティブ・ケア	訪問看護ステーションみ のり岩手	北上市村崎野15地割278 番地	令和2年5月31日